

高松市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービス相談員（介護サービス相談員派遣等事業の実施について（平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知）別紙「介護サービス相談員派遣等事業について」に定める者をいう。以下同じ。）を介護保険サービスを提供する施設・事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業所、同条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院、第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業所、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所又は第115条の45の3に規定する指定事業者が当該指定に係る第1号事業を行う事業所をいう。）、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「事業所等」という。）に派遣すること等（以下「事業」という。）により、介護サービスを利用する者及びその家族（以下「利用者等」という。）の疑問や不安の解消を図るとともに、事業所等における介護保険サービスをはじめとするサービスの質的な向上及び利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 介護サービス相談員は、その職務の遂行にふさわしい人格と熱意を有すると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 介護サービス相談員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

2 介護サービス相談員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 介護サービス相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 事業所等を定期又は随時に訪問し、利用者等の話を聞き、相談に応じ

ること。ただし、介護サービス相談員補研修を修了した介護サービス相談員の訪問時については、介護サービス相談員研修を修了した介護サービス相談員が同行する。

(2) サービスの現状把握に努め、事業所等の管理者及び従業者（以下「担当者等」という。）と意見交換を行うこと。

(3) サービスの提供等に関して気づいたこと、提案等がある場合には、事業所等の担当者等にその旨を伝えること。

(4) 市が開催する介護サービス相談員連絡会議に出席し、サービスの質の向上等に関する意見交換等を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用者等の立場に立ったサービス改善のために必要な職務

(身分証明)

第5条 市長は、介護サービス相談員研修を修了した介護サービス相談員に対し、介護サービス相談員であることを証する文書（以下「身分証明書」という。）として、高松市介護サービス相談員証（様式第1号）を交付する。また、介護サービス相談員補研修を修了した介護サービス相談員に対しては、高松市介護サービス相談員補証（様式第2号）を交付する。ただし、令和2年5月31日時点での研修修了者は、介護サービス相談員研修を修了した者とみなす。

2 前項の介護サービス相談員補証（様式第2号）を交付した介護サービス相談員に対し、市長が相当と認める期間、前条の職務を行った場合は、高松市介護サービス相談員証（様式第1号）を交付することができる。

3 介護サービス相談員は、前条の職務を行う場合には、同条第1項の身分証明書を携帯し、関係人から求められた場合は、これを提示しなければならない。

(守秘義務)

第6条 介護サービス相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第7条 市長は、介護サービス相談員が次の各号のいずれかに該当する場合に

は、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務及び本要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) 介護サービス相談員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 市長が指定する研修を受講しないとき、又は修了しなかったとき。

(事業所等の決定等)

第8条 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所等は、高松市介護サービス相談員派遣受入申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出書の提出を受け、介護サービス相談員の派遣の決定をしたときは、高松市介護サービス相談員派遣決定通知書(様式第4号)により、当該申出者に通知するものとする。

3 介護サービス相談員の具体的な派遣の日程、方法等は、介護サービス相談員と当該派遣を受ける事業所等の担当者等との協議により定めるものとする。

(活動報告)

第9条 介護サービス相談員は、各月の活動の状況について、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。ただし、緊急に対応すべき事項又は重要な事項については、速やかに市長に報告しなければならない。

(謝金等)

第10条 介護サービス相談員の謝金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する訪問 1回当たり 3,000円
- (2) 第4条第1項第4号に規定する介護サービス相談員連絡会議への出席 1回当たり 2,000円

2 介護サービス相談員が職務を遂行するために必要となるものであって、その受講する研修に要する費用は、予算の範囲内で市が負担するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(介護相談員の任期の特例)

- 2 平成27年度中に委嘱される介護相談員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

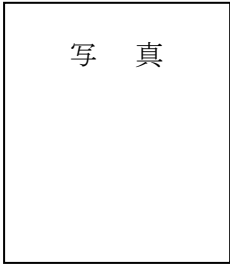
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に介護相談員が高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の適用を受けていた場合における補償については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月9日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

第 号	
高松市介護サービス相談員証	
 写真	氏 名
年 月 日交付	
高松市長	

5. 5
センチメートル

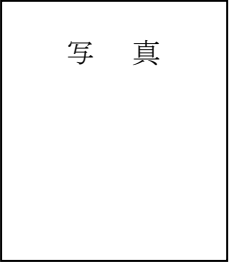
9センチメートル

（裏）

注意事項
1 本証は、介護サービス相談員の活動の際には、必ず携行し、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示してください。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
3 本証を紛失した時は、直ちにその旨を届け出てください。
4 本証が不要となったときは、直ちに返却してください。

様式第2号（第5条関係）

（表）

第 号	
高松市介護サービス相談員補証	
	氏 名
年 月 日交付	
高松市長	

5. 5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

9センチメートル

（裏）

注意事項
1 本証は、介護サービス相談員の活動の際には、必ず携行し、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示してください。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
3 本証を紛失した時は、直ちにその旨を届け出てください。
4 本証が不要となったときは、直ちに返却してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

法人の所在地
申出者 法人の名称
代表者氏名

高松市介護サービス相談員派遣受入申出書

高松市介護サービス相談員派遣事業実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり介護サービス相談員派遣の受入れについて申し出ます。

派遣を希望する事業所・施設	サービスの種類	
	所在地	
	名称	
	管理者氏名	
	電話番号	
派遣開始希望時期		
特記事項		

様式第4号（第8条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市介護サービス相談員派遣決定通知書

年 月 日付けで申出のありました介護サービス相談員の派遣については、次のとおり実施を決定したので、高松市介護サービス相談員派遣事業実施要綱第8条の規定により通知します。

- 1 派遣する事業所・施設の名称
- 2 派遣開始時期
- 3 備 考